

令和6年度からの特別支援教室改編に  
向けた保護者・市民説明会 資料1-2  
令和5年9月 西東京市教育委員会

# 令和6年度からの 特別支援教室について

～小集団指導が在籍校で受けられるようになる予定です～

西東京市教育委員会 教育指導課

# 特別支援教室とは

## ★特別支援教室の目的

児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、**在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるようになること**である

「特別支援教室の運営ガイドライン」東京都教育委員会

### ● 対象児童・生徒

西東京市立小、中学校の通常の学級に在籍していて、在籍学級での学習におおむね参加でき、**一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒**

### ● 特別支援学級(固定制) との違い

#### 特別支援教室

→ 通常学級に在籍した上で、週1～3時間程度指導を受ける。

#### 特別支援学級(固定制)

→ 特別支援学級に在籍する。特別支援教室には、入室できません。<sup>2</sup>

まずは、特別支援教室について説明させていただきます。

特別支援教室の目的は、

児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるようになることである

となっています。

対象となる児童生徒は、西東京市立小、中学校の通常の学級に在籍していて、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒です。

ここで、固定制特別支援学級と特別支援教室の違いについて触れます。

学級特別支援教室は、通常の学級に在籍した上で、週に1～3時間程度、在籍学級での授業の一部を替えて、特別支援教室の指導を受けることになります。

特別支援学級は、特別支援学級に在籍し、そこで毎日指導を受けることになります。

名前は似ていますが、異なる制度であることをご理解ください。また、特別支援学級に在籍している児童生徒は、特別支援教室に入室することはできません。

## 令和5年度までの特別支援教室

### L教室、中学L教室

学習上の困難の背景に焦点をあて、一人一人の学び方を探り、学ぶ力を育てる。

### S教室、中学S教室

コミュニケーションや対人関係、自己コントロール、集団参加の力を育てる。

### 個別指導

(週1回、1時間)

### 小集団指導

(週1回、4時間)

3

つぎに、令和5年度までの特別支援教室についてお話します。

西東京市では、学習上の困難の背景に焦点をあてて、一人ひとりの学び方を探り学ぶ力を伸ばす、L教室。コミュニケーションや対人関係等の集団参加の力を伸ばすS教室が存在していました。

L教室は、児童・生徒が在籍している学校で、1対1の個別指導が基本となり、週1回1時間程度、行われます。

また、S教室は、児童・生徒が拠点校と呼ばれる学校に足を運び、小集団での指導を行い、週1回4時間程度指導を受けます。このように、それぞれの目的にそって異なる方法で特別支援教室を運営していました。

## 令和6年度からの特別支援教室

・学習上、生活上の困難の改善・克服を目指し、学び方・学ぶ力の向上や集団適応能力を伸長するための指導を受ける。

**個別・小集団指導**  
**週1～3時間程度**  
(児童・生徒の実態に合わせて)

4

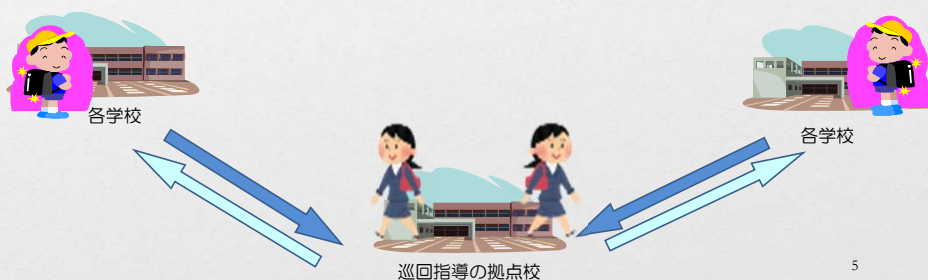
令和6年度からは、特別支援教室の目的をこのように一本化し、児童・生徒の実態に合わせて、個別指導や小集団指導を活用して、週に1～3時間程度指導を行っていきます。

## 令和6年度からの特別支援教室

- すべての児童・生徒が在籍校で指導を受けられるようになる。

特別支援教室

全ての公立小・中学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導



そして、令和6年度からの特別支援教室は、すべての児童・生徒が在籍校で指導を受けられるようになります。

現在S教室として小集団指導を受けている児童・生徒は、拠点校と呼ばれる学校に通っています。また、小学校の場合は、通う際に保護者などの付き添いも必要となります。

令和6年度からは、小集団指導についても巡回指導教員が児童生徒の在籍している学校に巡回をして、在籍校で指導を受けることとなります。

## 改編のポイント①

特別支援教室の認知度が向上し、  
入室児童・生徒の増加

⇒ 在籍校でも小集団が組める  
人数構成になってきた。

6

つづいては、今回の改編のポイントについてお話します。

西東京市の特別支援教室は、平成30年度から小学校で、令和3年度から中学校ではじまりました。当初は、入室児童・生徒が少なく、各校で小集団指導を実施することができませんでした。

しかし、特別支援教室の認知度が向上し、入室を希望する児童・生徒が年々増加していきました。

令和4年度からは、小学校の拠点校が増えるなど、入室児童・生徒が市立小中学校全般で増えたという、流れから、各校でも小集団グループを組むことが可能な状況になってきました。



## 改編のポイント②

- 児童・生徒や保護者の負担等を軽減し、一人ひとりに合った学びの場所を提供する

7

改編の2つ目のポイントは、児童・生徒や保護者の負担を軽減し、一人ひとりに合った学びの場所を提供することです。

今まで、特別支援教室の入室を検討したけれど、在籍学級を半日抜けてしまうことの児童・生徒の不安感や拠点校まで保護者の送迎が必要になるために入室を諦めざるを得ないといった事例もありました。

在籍校での指導になることで、そのような負担の軽減や在籍学級での有意義な時間を増やすことにつながります。

改編をすることで、今まで以上に児童・生徒一人ひとりに合った学びの場所を提供できるようになります。

## 改編のポイント③

- 巡回指導教員の各校への巡回頻度が増加  
⇒ 在籍校教員と巡回指導教員の連携が一層密になる

8

改編3つ目のポイントです。今回の改編で、巡回指導教員が各校に巡回する頻度が増加します。それにより、今まで以上に在籍校の教員と巡回指導教員の意思疎通の機会が増え、連携が一層密になります。

また、巡回指導教員が、入室している児童生徒の在籍学級での様子を知る機会が増し、より児童・生徒の実態を把握し、適切な指導に繋がっていくこととなります。これらが、改編をするにあたってのポイントとなります。



## 指導期間について

特別支援教室の指導期間は、1年間が原則となります。

- ・年度初めから入室の場合は、年度末での指導終了を目指す。
- ・年度途中から入室の場合は、次年度末までの指導終了を目指す。

☆指導目標の達成状況を定期的に把握し、指導の成果を確認するために、節目・指導期間を設定しています。

☆実際の指導の終了時期については、一人ひとりの状況に応じ、相談して決めていきます。

次に、特別支援教室の指導期間について説明させていただきます。

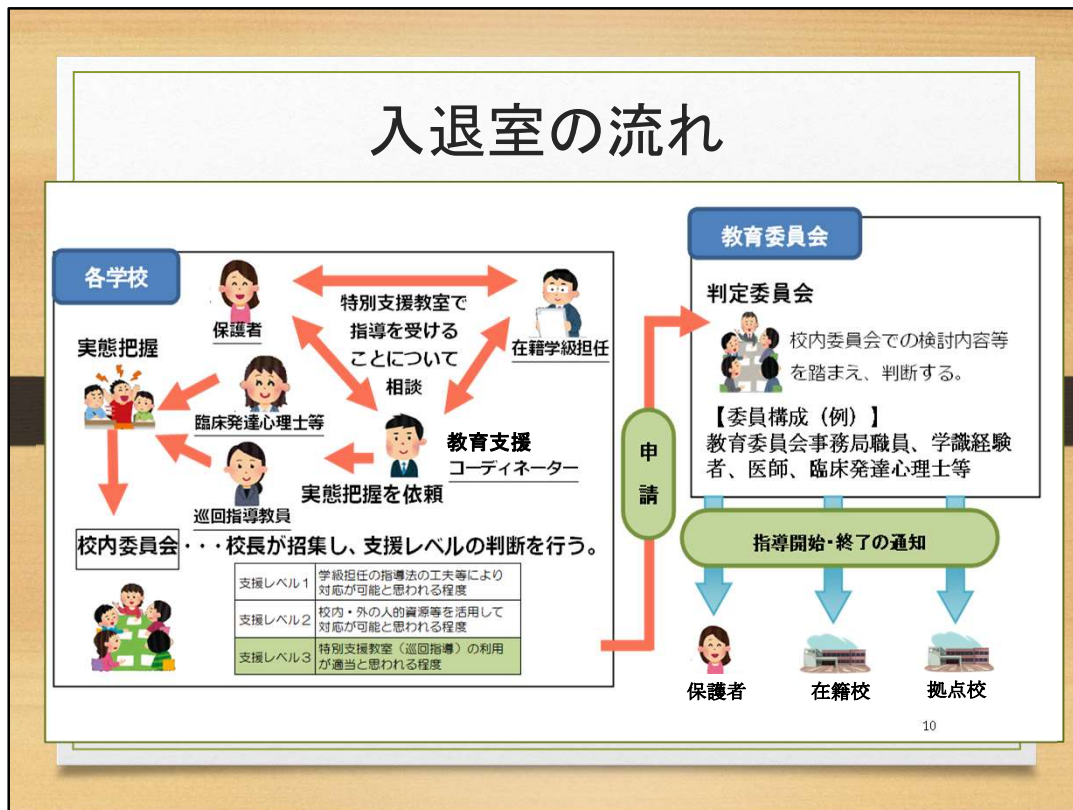
特別支援教室に入室して指導を受ける期間は、原則1年間となります。

年度初めから入室した場合は、入室した年度末まで、年度途中から入室した場合は、次の年度の年度末まで原則の指導期間となります。

特別支援教室は、在籍学級で有意義な学校生活を送れるようになることを目指して指導することになり、定期的な指導の成果を振り返ることや指導目標の達成状況を確認することが大切になってきます。そのため、原則の指導期間を定めて、振り返りを行う節目を設定しています。

児童・生徒の実態に応じて、指導がもう一年間延長する場合や目標を達成し、早期に退室することもあります。終了時期については、一人ひとりの状況に応じ、相談して決めていきます。また、特別支援教室の指導が終了した場合も、児童・生徒が必要とする特別な支援が一切なくなるということではなく、在籍学級における支援へと移行することになります。

# 入退室の流れ



次に、特別支援教室への入退室の流れを説明させていただきます。

児童・生徒が生活上、学習上の困難さ等があり、在籍学級の支援だけでは困難さが改善されない場合、保護者、在籍学級担任等と相談し、認識を共有した上で在籍校の校内委員会で特別支援教室への入室を検討することになります。

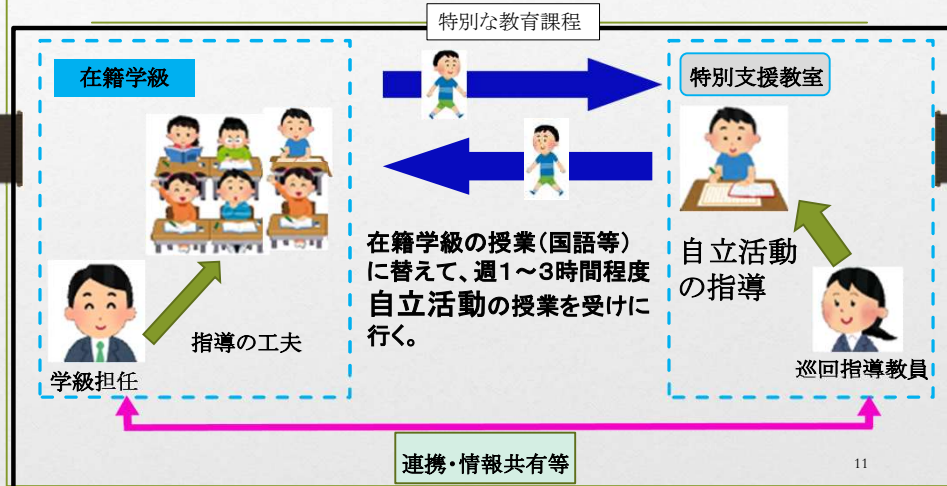
そして在籍校の校内委員会で入室が適当と判断された場合、学校が教育委員会に申請をして教育委員会の判定委員会で特別支援教室の入室の適・不適を判断します。判定委員会で「入室が適切」との判断が出たら、在籍校の校内委員会で指導目標及び指導方針を検討し、保護者に指導目標及び指導方針を説明してから指導を開始することになります。

なお、小学校、中学校入学時に特別支援教室の入室することを検討している未就学児又は、小学校6年生の場合は、保護者から教育委員会に就学相談、就学支援委員会の申し込みをすることになります。

## 特別支援教室での指導

一人一人の状態や発達の段階等に即した指導目標を設定して、学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導を行う。

教科の補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行わない。



学級担任と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困難さを把握し、その困難さに応じた指導を行います。

次に、特別支援教室での指導についてお伝えします。

特別支援教室では、一人ひとりの学習上や生活上の困難を改善・克服を目的とした指導を行います。学級担任や巡回指導教員等がその子の情報を共有し、実態に適した指導をしていくこととなります。

その際に、教科の補習学習や学習の遅れを取り戻すための指導は、行いません。

## 自立活動の内容(6区分27項目)

【目標】 特別支援学校指導要領  
「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」

### ①健康の保持

- ・生活のリズムや生活習慣の形成
- ・病気の状態の理解と生活管理
- ・身体各部の状態の理解と養護
- ・障害の特性の理解と生活環境の調整
- ・健康状態の維持・改善

### ②心理的な安定

- ・情緒の安定
- ・状況の理解と変化への対応
- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲

### ③人間関係の形成

- ・他者とのかかわりの基礎
- ・他者の意図や感情の理解
- ・自己の理解と行動の調整
- ・集団への参加の基礎

### ④環境の把握

- ・保有する感覚の活用
- ・感覚や認知の特性についての理解(と対応)
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚を総合的に活用した周囲の状況について(の把握)と状況に応じた行動
- ・認知や行動の手がかりとなる概念の形成

### ⑤身体の動き

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能
- ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- ・日常生活に必要な基本動作
- ・身体の移動能力
- ・作業に必要な動作と円滑な遂行

### ⑥コミュニケーション

- ・コミュニケーションの基礎的な能力
- ・言語の受容と表出
- ・言語の形成と活用
- ・コミュニケーション手段の選択と活用
- ・状況に応じたコミュニケーション

続いては、特別支援教室で行う、自立活動の内容について説明します。

自立活動には、6区分27項目あり、それらの中から対象児童生徒に適した項目が何かを考え、指導を進めていきます。

入室する際に、在籍学級での児童生徒の困難さに適した目標や指導内容を定め、指導していくこととなります。

指導内容でのご質問がありましたら、このあとの質疑応答でご質問ください。

## 今回の変更点のまとめ

### 令和5年度までの特別支援教室

	L教室、中学L教室	S教室、中学S教室
指導内容	自立活動	
	学び方、学ぶ力を育てるための指導	コミュニケーションや社会性を学ぶための指導
指導時間	週1回 1時間	週1回 4時間程度
入室まで	在籍校 → 審議依頼書 就学支援委員会で入室判定	保護者 → 就学相談 就学支援委員会で入室判定



### 令和6年度からの特別支援教室

指導内容	自立活動 個別指導や小集団指導 (児童・生徒の実態に合わせて)
指導時間	週1～3時間程度(児童・生徒の実態に合わせて)
入室まで	校内委員会で特別支援教室の指導が必要と判断したら 市の判定委員会(仮)で入室判定を行う。

最後に、特別支援教室に関する変更点を表にまとめました。

枠組みや手続き等変更する部分はありませんが、これまで大切にしてきた自立活動の指導や、児童・生徒の実態に応じた、一人ひとりに合った指導内容、指導時間において、学習上、生活上の困難の改善、克服を目指す指導を、変わらずに進めていきます。

これで特別支援教室の改編についての説明を終えます。

ありがとうございました。



---

ご清聴ありがとうございました。